

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 2 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 旭川国民年金 事案 658 (事案 411 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月から48年3月までの期間及び同年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から50年3月まで

昭和50年8月頃、A市役所から電話で、国民年金加入の勧誘を受け、国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料は、A市役所の窓口において、国民年金の加入手続を行った時期に、親からもらった子供の入学祝い金で、まとめて納付した。

しかしながら、当初の申立てでは、国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が、昭和51年3月30日に払い出されており、その時点では、特例納付により国民年金保険料を納付することができなかつたとされ、記録の訂正が認められなかつた。

納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の手帳記号番号は、昭和51年3月30日に払い出されており、その時点では、未納期間の国民年金保険料を遡って納付することができた特例納付期間を過ぎていること、ii) 申立人が申立期間の保険料を納付したとするA市役所内のB銀行の派出所では、特例納付に係る保険料の収納を行っていないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、再申立内容について調査したところ、申立人の手帳記号番号は、昭和51年3月30日に払い出されているが、i) 申立人の国民年金の任意加入による被保険者資格取得日は、一年前の50年4月1日に遡及

していること、ii) 51年1月に、国民年金の任意加入の手続を行った申立人の知人の手帳記号番号は、申立人の4900番ほど後となっていること、iii) 当時、A市では、月平均1,500人程度の手帳記号番号を払い出していたことから、申立人は、その主張どおり、50年8月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、申立人は、昭和50年8月の時点では、申立期間のうち、39年11月から48年3月までの期間及び同年7月から50年3月までの期間について、特例納付及び過年度納付により、国民年金保険料の納付が可能である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所について、当初、A市役所内のB銀行の派出所としていたが、再申立てでは、A市役所の国民年金担当窓口の誤りであったとしていることから、A市へ照会したところ、A市では、「C社会保険事務所(当時)の職員が、A市役所へ出張し、市役所の国民年金担当窓口で特例納付保険料及び過年度保険料の収納を行っていたことがある。」と回答している。

加えて、当初、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和50年8月の時点において、特例納付及び過年度納付により納付可能な当該期間の保険料額とほぼ一致する上、申立人は、申立期間を除き、保険料の未納が無く、納付意識は高かったと考えられることから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、50年8月当時、特例納付及び過年度納付による国民年金保険料の納付が可能な期間とされていないことから、申立人は、時効により保険料を納付することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月から48年3月までの期間及び同年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 旭川厚生年金 事案1007

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年9月は14万2,000円、同年10月及び同年11月は15万円、同年12月及び17年1月は14万2,000円、同年2月及び同年3月は15万円、同年4月から同年6月までは14万2,000円、同年7月は15万円、同年8月は14万2,000円、同年9月から同年11月まで、18年1月及び同年3月から同年8月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から18年9月1日まで

申立期間は、株式会社Aに勤務した期間であるが、国の記録では、標準報酬月額が、当該事業所の給与月額よりも低額となっている上、給与明細書では標準報酬月額15万円に見合う厚生年金保険料が控除されている。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書及び事業主が保管している賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成16年9月は14万2,000円、同年10月及び同年11月は15万円、同年12月及び17年1月は14万2,000円、同年2月及び同年3月は15万円、同年4月から同年6月までは14万2,000円、同年7月は15万円、同年8月は14万2,000円、同年9月から同年11月まで、18年1月及び同年3月から同年8月までは15万円に訂正することが妥当であ

る。

一方、申立期間のうち、平成17年12月及び18年2月について、上記資料等から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、事業主が、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月  
② 昭和51年4月から52年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私が勤めていた会社を昭和48年7月に退職した後、父親が営んでいた会社に勤めだした当時、父親が行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料は、近所にあった薬局が保険料の収納先となっており、父親が納付しに行ってくれたと思う。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が営んでいた会社に勤めだした当時、国民年金の加入手続を父親が行い、近所にあった薬局が国民年金保険料の収納先となっており、父親が納付しに行ってくれていたと思うと主張しているところ、A町から、当該薬局の店主の妻が代表を務めるBが納付組織として存在していた旨回答を得た。

しかしながら、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、申立人に聴取しても具体的な状況が不明であるとともに、申立人の父親は既に他界しており、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができない。

また、申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和48年7月31日であるところ、A町の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は同年8月1日となっている上、オンライン記録によれば、当該取得日が平成16年8月31日付けで昭和48年8月1日から同年7月31日へと訂正されていることから、申立期間当時は未加入期間

として取り扱われており、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立人の父親とは別居していたものの、薬局へ国民年金保険料を納付しに行っていたのは父親だと思いと述べているところ、当時、父親と同居していた家族の保険料は、後に過年度納付している申立人の母親を除いて5年間にもわたり未納となっている。

加えて、納付組織であったBの代表であった薬局の店主の妻は既に亡くなっており、当該薬局の店主は所在不明である上、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案 1008

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 10 月まで  
昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 10 月まで、A に在学しながら、B で勤務した。  
年金記録を確認したところ、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無かった。  
年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C が保管する「役職員名簿」から、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間中においてB で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、B は、昭和 24 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、34 年 1 月 1 日にD 共済組合に編入されたことに伴い、同年同月 2 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、B 及びその上部団体であるC は、いずれも「申立期間当時の保険料控除についての関係資料を保存していない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険及びD 共済組合の適用状況について確認することができない。

さらに、D 共済組合では、「申立人の氏名は、当共済組合に登録された形跡が無い。組合員番号に欠番が無いことから、申立人については、組合の加入手続が行われなかったと思われる。」と回答している上、B の申立期間当時の経理事務担当者は、「当時、職員は、D 共済組合に加入させていたが、A の生徒については、同共済組合に加入させていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、同期の同僚 9 人の氏名を挙げているが、オンライン記



録及びD共済組合の組合員記録によると、このうち8人が、Aの卒業後の昭和44年6月1日に同共済組合の組合員資格を取得しており、申立期間においては、厚生年金保険及び同共済組合の加入記録が確認できない。

その上、前述の複数の同僚は、「A在籍の期間には、給与から厚生年金保険料やD共済組合の掛金は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。